第百十二条第一項、第百十三条第一項、第百十三条の二第一項、第百十四条第一項、第百七十条第五項第八号イ及び第二百八十一条第七項第一号中「又は連結個別資本金等の額」を削る。

第三百三十四条の二第一項第二号中「みなし事業年度」を「事業年度の特例」に改める。

第三百四十五条第一項第五号中「又は連結個別資本金等の額」を削る。

（相続税法施行令の一部改正）

第六条　相続税法施行令（昭和二十五年政令第七十一号）の一部を次のように改正する。

第一条の十第五項第一号中「第四条の七」を「第四条の三」に改める。

第一条の十二第八項中「第百五十二条（受託者の」を「第百五十二条第三項及び第四項（」に改める。

第三十一条第六項中「第四条の六第二項」を「第四条の二第二項」に、「第十四条の十」を「第十四条の六」に改め、「の併合又は分割等」を削る。

（地価税法施行令の一部改正）

第七条　地価税法施行令（平成三年政令第百七十四号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第六項中「第四条の六第二項」を「第四条の二第二項」に、「第十四条の十」を「第十四条の六」に改め、「の併合又は分割等」を削る。

（消費税法施行令の一部改正）

第八条　消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「第四条の七第九号」を「第四条の三第九号」に改める。

第二十八条第九項中「第十四条の十第八項」を「第十四条の六第八項」に改め、同条第十二項中「第十四条の十第十項」を「第十四条の六第十項」に改める。

第六十三条の二第一項中「又は第二項」を削り、同条第二項中「又は第二項」を削り、「これらの規定」を「同項」に改め、同条第三項中「又は第二項」を削る。

（国税通則法施行令の一部改正）

第九条　国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第六号イ中「第三十三号」を「第三十二号」に、「事業年度」を「事業年度（同条第十二号の七に規定する通算子法人が提出すべき同条第三十号に規定する中間申告書にあつては、その事業年度の開始の日の属する当該通算子法人に係る同条第十二号の六の七に規定する通算親法人の事業年度）」に改め、同号ロを削り、同号ハ中「第二条第十五号」を「第二条第十四号」に、「第十六条第十項」を「第十六条第六項」に改め、「いう。」の下に「ロ及び」を、「同じ。」の下に「（同法第二条第七号に規定する通算子法人が提出すべき同条第十四号に規定する地方法人税中間申告書にあつては、その課税事業年度の開始の日の属する当該通算子法人に係る同条第六号に規定する通算親法人の課税事業年度）」を加え、同号ハを同号ロとする。

第十三条第二項第二号中「）若しくは」を「）又は」に改め、「又はその連結事業年度の同法第八十一条の二十二第一項（連結確定申告）の規定による申告書の提出期限」を削り、同項第三号中「第六項」を「第五項」に改める。

第十四条第二項第一号中「、第三十一号の二」を削り、「第三十三号」を「第三十二号」に改め、「、連結中間申告書」を削り、同項第二号中「第二条第十五号」を「第二条第十四号」に、「第十六条第十項」を「第十六条第六項」に改める。

第三十条の五中「第七十四条の十一第六項」を「第七十四条の十一第五項」に改める。

第四十一条第一項第三号ロ中「並びに法人税法第八十一条（各連結事業年度の連結所得の金額」を削る。

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律施行令及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律施行令の一部改正）

第十条　次に掲げる政令の規定中「又は第二項」を削り、「これらの規定」を「同項」に改める。

一　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律施行令（昭和二十七年政令第百二十四号）第二条第二項

二　日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律施行令（昭和二十九年政令第百三号）第二条第三項

（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令の一部改正）

第十一条　外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「第十四条の十第一項」を「第十四条の六第一項」に改め、同条第三項中「第四条の七」を「第四条の三」に改める。

第二十七条第二項中「並びに第八十一条の十三第二項及び第四項」、「又は連結所得等の金額」及び「又は連結利益積立金額（同法第二条第十八号の二に規定する連結利益積立金額をいう。次条第二項及び第七項において同じ。）」を削り、「第九条第一項第一号イ」を「第九条第一号イ」に改め、「又は同令第九条の二第一項第一号イに規定する個別所得金額」を削る。

第二十八条第二項及び第七項中「並びに第八十一条の十三第二項及び第四項」、「又は連結所得等の金額」及び「又は連結利益積立金額」を削り、「第九条第一項第一号イ」を「第九条第一号イ」に改め、「又は同令第九条の二第一項第一号イに規定する個別所得金額」を削る。

第二十九条第二項中「又は第六十八条の八十八第一項の規定を適用した場合に納付すべき法人税の額」を「の規定を適用した場合に納付すべき法人税の額」に、「これら」を「同項」に、「租税特別措置法第六十六条の四第一項又は第六十八条の八十八第一項の規定を適用した場合に納付すべき地方法人税の額」を「同項の規定を適用した場合に納付すべき地方法人税の額」に改める。

第三十条第一項第一号中「又は第六十八条の八十八第二十八項第一号」を「同条第二十七項第一号」に改め、同項第三号中「又は第六十八条の八十八第一項」を削り、「同法第六十六条の四第二十七項第三号又は第六十八条の八十八第二十八項第三号」を「同条第二十七項第三号」に改める。

第三十一条第一項の表第二十九条第二項の項中「納付すべき法人税に係る延滞税は、租税特別措置法第六十六条の四第一項又は第六十八条の八十八第一項」を「法人税に係る延滞税は、租税特別措置法第六十六条の四第一項」に、「納付すべき所得税に」を「所得税に」に、「第六十七条の十八第一項若しくは第六十八条の百七の二第一項」を「若しくは第六十七条の十八第一項」から同項を、「地方法人税に係る延滞税は、租税特別措置法第六十六条の四第一項又は第六十八条の八十八第一項若しくは第六十八条の百七の二第一項」に、同表前条第一項第一号の「地方法人税に係る延滞税は、租税特別措置法第六十六条の四の三第一項又は第六十七条の十八第一項」からこれらを、「租税特別措置法第六十六条の四の三第一項又は第六十七条の十八第一項若しくは第六十八条の八十八第一項」に改め、同表前条第一項第一号の項中「又は第六十八条の八十八第一項」を削り、「、第六十七条の十八第一項若しくは第六十八条の